

石巻市学校校舎 LED 照明機器賃貸借 仕様書

1 件 名

石巻市学校校舎LED照明機器賃貸借

2 履行場所

- ・石巻市大街道西二丁目5番1号（釜小学校）
- ・石巻市渡波町一丁目5番22号（渡波小学校）
- ・石巻市向陽町四丁目13番24号（向陽小学校）
- ・石巻市貞山五丁目3番1号（貞山小学校）
- ・石巻市渡波字境釜1番地1（万石浦小学校）
- ・石巻市相野谷字旧屋敷56番地（飯野川小学校）
- ・石巻市東中里三丁目3番1号（住吉中学校）
- ・石巻市貞山五丁目3番2号（山下中学校）
- ・石巻市門脇字一番谷地51番地10（青葉中学校）
- ・石巻市北村字小崎一37番地2（河南西中学校）

3 事業期間

- ・契約期間：契約の日から令和14年3月31日まで
- ・賃貸借期間：令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

4 業務等概要

- (1) LED照明ランプ及び灯具の賃貸借（動産総合保険含む。）
- (2) 既存蛍光ランプのLED照明ランプへの交換、LED照明ランプの性能を発揮するために必要な作業（蛍光灯安定器の撤去バイパス等）、灯具の交換、作業で発生した廃棄物（既存蛍光ランプ、灯具等）の廃棄処分
- (3) 本業務により設置した物件の維持管理（賃貸借期間）

5 交換対象数・照明ランプ・灯具の仕様及び交換対象数量

別紙LED照明ランプ等仕様書及び対象施設別数量調書のとおり

6 交換作業等

- (1) 契約後速やかに施工計画について、発注者と協議すること。なお、協議においては次の資料を施工計画書として提出すること。（様式は任意）
 - (ア) 工程表
 - (イ) 使用機器等一覧
 - (ウ) 廃棄物処理計画
 - (エ) 施工体制表
 - (オ) 維持管理体制表
- (2) 交換作業等前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。
- (3) 交換作業等に使用する材料は全て新品とする。
- (4) 交換作業等の安全管理については、施工中も施設運営中であることを十分に考慮し、発注者及び施設管理者（学校長等）と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な

措置を講ずること。

- (5) 交換作業等に伴い、停電など施設運営に影響がある場合は、施設管理者と日程調整を十分に行うなど、事故、紛争等を防止すること。
- (6) 搬入及び搬出に係る経路については、施設運営上の支障に留意し、施設管理者と協議の上、決定すること。
- (7) 交換作業等（検査を含む。）の実施工程（日程）については、発注者及び施設管理者と協議の上、決定すること。
- (8) 仮設養生等については次の事項に留意すること。
 - (ア) 既存の施設や機器等を棄損することのないよう、床や壁等必要と認められる範囲をシートやゴムマット等により養生を行うこと。
 - (イ) 使用器具、機材等の保管場所については、施設管理者と協議すること。
- (9) 既存の施設や機器等を万一棄損した場合は受注者の責任（費用負担含む。）において補修又は復旧を行うこと。
- (10) 撤去した照明ランプ及び灯具等については、関係法令に基づき適切に処分を実施すること。ただし、別途引渡しを明示したものについては、発注者の指示により引渡しを行うこと。
- (11) 交換作業等前及び完了後、速やかに照度測定を行い、性能を確認すること。また、照度測定に用いる照度計は有効な校正証明書を有しているものを使用すること。
- (12) 交換作業等が完了したLED照明ランプ及び灯具については、賃貸借開始前までの期間を試運転調整期間とし、発注者が試験的に使用する。また、賃貸借物件及び交換作業等に起因する不具合が生じた場合は受注者の費用負担において速やかに交換又は修正対応をすること。
- (13) 事前調査及び交換作業等中に事故が発生した場合は、直ちに発注者及び施設管理者に通報するとともに、応急対応を実施後、速やかに事故発生報告書を発注者に提出すること。
- (14) 交換作業終了後、次の図書を提出すること。
 - (ア) 完成届
 - (イ) 完成図
 - (ウ) 施工写真（施工前・施工中・完了）
 - (エ) 賃貸借物件一覧
 - (オ) 照度測定記録
 - (カ) 保険（動産総合保険等）加入証書の写し

7 賃貸借物件の維持管理

- (1) 受注者は、交換作業等完了から賃貸借終了までの間、賃貸借物件が正常な状態で使用できるよう維持管理をすること。
- (2) 受注者は、交換作業終了後から賃貸借期間終了までの間、保険（動産総合保険等）に加入するとともに、賃貸借物件に不具合が生じた場合、受注者の費用負担により、速やかに交換または修正対応をすること。

- (3) 受注者は、維持管理体制表に変更が生じた場合は、速やかに発注者に通知すること。
- (4) 受注者は、賃貸借契約の最終年度内に再度照度測定を行い、賃貸借物件に不具合が生じていると認められる場合は、受注者の費用負担により、速やかに交換又は修正対応をすること。

8 賃貸借契約について

(1) 契約形態

LED照明ランプ及び灯具の賃貸借、交換作業及び維持管理を含めた包括的賃貸借契約

(2) 賃貸借料の支払

(ア) 賃貸借料の支払は賃貸借期間の毎月とし、その支払額は、施設ごとの賃貸借料の総額（消費税及び地方消費税の額を含む。）を60（か月）で除した額（端数がある場合は最終月で調整する。）の合計金額を支払う。

(イ) (ア)に規定する支払は、毎月末締めとし、請求書受領後30日以内に口座振込とする。

(3) 賃貸借契約に含まれる事項

(ア) LED照明ランプ、灯具及び交換作業等に必要な資材等

(イ) 交換作業等の作業費

(ウ) 既存ランプ、灯具及び照明器具部品等の運搬処分費用

(エ) リース金利及び保険（動産総合保険等）費用

(オ) 維持管理費（部品交換、緊急修理、不点灯時の対応等）

9 賃貸借契約期間終了後の取扱いについて

賃貸借期間終了後、賃貸借物件の所有権は発注者に無償で帰属するものとする。

10 暴力団の排除

(1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

(2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降の全ての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。

(3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。

(4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通

報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。

- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により建設工事等担当課長に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。
- (8) 市長は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

1.1 その他

- (1) 光源交換作業等の対象器具が老朽化、破損その他の事由により交換作業等に適さない場合については、交換作業着手前に発注者と協議をすること。
- (2) 賃貸借期間の始期までに賃貸借物件について、交換作業、照度測定を完了し、賃貸借物件の性能が適切に確保できる状態とすること。
- (3) 本業務の全てを一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が承諾したときは業務の一部について第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- (4) 本仕様書及び設計図書に明示されていない事項については、発注者と協議する。

(別紙) LED照明ランプ等仕様書及び対象施設別数量調書

1 LED照明ランプ等仕様書

(1) 共通仕様

- (ア) LED照明ランプ及び灯具は、一般社団法人公共建築協会の「電気設備機材等評価名簿」に記載された国内メーカーの製品とする。
- (イ) 製品の製造業者は、ISO 9001・ISO 14001 認証を取得していること。
- (ウ) LED照明ランプは、未使用品であること。
- (エ) LED照明ランプに使用されているLEDチップは、製造業者を明確にできること。

(2) LED照明ランプ等別仕様

仕様	A-1	A-2	A-3	A-4	A-5
	グロー直管LEDランプ FL10W相当	直管LEDランプ FL20W相当	直管LEDランプ FL40W相当	直管LEDランプ FL40W相当	直管LEDランプ FL110W相当
光束	750 lm以上	1,000 lm以上	2,500 lm以上	3,300 lm以上	5,400 lm以上
定格消費電力	5.1W以下	6.1W以下	13.8W以下	18.9W以下	30.9W以下
発光効率	147.0 lm/W以上	166.6 lm/W以上	181.1 lm/W以上	178.3 lm/W以上	180.0 lm/W以上
質量	74 g 以下	120 g 以下	220 g 以下	250 g 以下	550 g 以下
色温度	5,000K	5,000K	5,000K	5,000K	5,000K
演色評価数	Ra83以上	Ra83以上	Ra83以上	Ra83以上	Ra83以上
設計寿命	40,000時間以上	40,000時間以上	40,000時間以上	40,000時間以上	40,000時間以上
電源位置	内臓	内臓	内臓	内臓	内臓
給電方式	片側	片側	片側	片側	片側
その他					

仕様	B-1	B-2	C-1	C-2	
	丸形LEDランプ 丸形30W相当	丸形LEDランプ 丸形40W相当	ベースライト LSS9-2-15	コンパクト蛍光灯型LED 36W相当	
光束	1,250 lm以上	2,300 lm以上	1,600 lm以上	2,000 lm以上	
定格消費電力	10W以下	18.4W以下	12.7W以下	13.6W以下	
発光効率	125 lm/W以上	125 lm/W以上	158.7 lm/W以上	155.0 lm/W以上	
質量	210 g 以下	335 g 以下	1,000 g 以下	232 g 以下	
色温度	6,500K	6,500K	5,000K	5,000K	
演色評価数	Ra85以上	Ra85以上	Ra85以上	Ra83以上	
設計寿命	40,000時間以上	40,000時間以上	40,000時間以上	40,000時間以上	
電源位置	内臓	内臓	内臓	内臓	
給電方式	-	-	-	-	
その他			階数表示灯		

2 対象施設別数量調査

【集計表】

仕様	10	20	40	40	110	丸30	丸40	36	ランプ 計	18
	W 蛍 光 管	W 蛍 光 管	W 蛍 光 管	W 蛍 光 管	W 蛍 光 管	W 丸 型 蛍 光 管	W 丸 型 蛍 光 管	W ツ イ ン 蛍 光 管		W 相 当 ペ ー ス ラ イ ト
記号	A-1	A-2	A-3	A-4	A-5	B-1	B-2	C-2		C-1
釜小学校	0	16	743	0	0	0	0	0	759	0
渡波小学校	0	138	321	120	0	4	4	0	587	0
向陽小学校	1	53	575	0	10	6	0	0	645	0
貞山小学校	0	1	744	0	0	0	0	18	763	4
万石浦小学校	1	122	476	0	0	0	0	0	599	0
飯野川小学校	0	32	706	0	0	0	2	0	740	0
計	2	362	3,565	120	10	10	6	18	4,093	4
住吉中学校	2	117	821	0	0	0	0	0	940	0
山下中学校	1	88	775	0	0	0	0	0	864	0
青葉中学校	0	14	645	0	0	0	0	0	659	0
河南西中学校	5	62	649	0	0	0	0	0	716	0
計	8	281	2,890	0	0	0	0	0	3,179	0
合計	10	643	6,455	120	10	10	6	18	7,272	4

※各学校において40W蛍光管を各100本ダンボール等で梱包養生し、指定場所に引き渡すこと